

愛知県国土利用計画審議会第42回特別委員会会議録

○日時

平成31年3月8日（金） 午前10時から午前11時30分まで

○場所

愛知県自治センター4階 大会議室

○出席した委員（五十音順敬称略）

生田京子	倉持香苗	武田美恵	中川弥智子
増田理子	秀島栄三	宮脇勝	

（7名）

○出席した幹事

振興部土地水資源課長（事務局兼務）	政策企画局企画課長（代理）
環境部自然環境課長（代理）	産業労働部産業立地通商課長（代理）
農林水産部農業振興課長（代理）	農林水産部農地計画課長（代理）
農林水産部林務課長（代理）	農林水産部森林保全課長（代理）
建設部都市計画課長（代理）	建設部道路維持課長（代理）
建設部河川課長（代理）	建設部住宅計画課長（代理）
建設部建築指導課長（代理）	企業庁工務調整課長（代理）

○出席した事務局職員

振興部土地水資源課長	桑原良隆
振興部土地水資源課主幹	梶田浩昭
課長補佐	鈴木系一
主任主査	田村豊
主事	小久保千佳
主事	三田彩加

1. 開会（事務局：鈴木土地水資源課長補佐）

2. あいさつ

桑原土地水資源課長

3. 議題

（1）委員長の選出について

委員の互選により、秀島委員が委員長に選出された。

秀島委員長は、増田委員を委員長職務代理者に指名した。

（2）特別委員会の進め方について

ア 説明

資料により、事務局から審議の今後の進め方について説明。

（3）愛知県国土利用計画改定に係る基礎調査の結果について

ア 説明

資料により、事務局から計画改定に係る基礎調査結果について説明。

イ 質疑

（宮脇委員）

水面・河川・水路の減少の説明のところで、主に開発に伴うため池の開発等により水面が減少、乖離しているということですが、乖離が生じているというのは、何と何の乖離が生じているのでしょうか。

また、ため池を埋めて都市開発をしているという状態を言っているのでしょうか。地盤が良くないところに開発を認めているという状態だと余計まずいなと思うのですが、この状況の把握だけしたいので教えてください。

（事務局）

まず、乖離が生じているという言葉についてですが、目標面積と実績値との差について、元々、かい廃などを見込んでおりましたが、それよりもさらに減少が進んだというところでの説明をさせていただきたいと思います。

（農地計画課）

ため池のかい廃について、開発に伴うものでは、ため池の流域を開発して、元々ため池があったところを調整池としている事例が見受けられます。

（宮脇委員）

調整池ということは、水の調整の池ということですね。水として使い続けるということなら大丈夫です。

(増田委員)

今の質問に関連してなんですが、調整池となった場合には、水面としてはカウントされないということですか。

(農地計画課)

私共の方では、農業用のため池を整理していますので、農業用利用のなくなったものは農業用ため池からは外しております。

(秀島委員長)

調整池は水面という扱いにならないのでしょうか。

(農地計画課)

農業用水として利用されていないものは、当方の所管から外れますので分かりかねます。

(宮脇委員)

河川が把握しているのですか。

(河川課)

河川課としては法河川の河川をカウントしており、調整池については把握しておりません。

(宮脇委員)

ため池が減った分は、この表でいうとどこにつくのでしょうか。

(事務局)

水面について、国土利用計画（全国計画）とも集計について同一させているところですが、水面の定義といたしまして、天然の湖沼、ダムなどの人造湖、ため池という3つで区分しております。

その中でいくと、ため池が農業用ため池ということになると、天然湖沼が10ha以上の天然湖沼、人造湖がダムなどを対象にしておりますので、いま仰っていただきました調整池については、水面の概念に入らないというのが状況でございます。

(宮脇委員)

それではどこのカテゴリーに入ったのでしょうか。

(事務局)

土地の利用目的に応じて、宅地の一部、その他の宅地のところがございます。開発に伴う調整池であれば工業用地に入ってくるということもあり得るかと思っております。

(秀島委員長)

調整池ということは、必ずしも水が溜まっていない時もあるということですか。

(事務局)

その通りでございます。

(4) 愛知県国土利用計画（第五次）の基本構想に当たる部分の案について

ア 説明

資料により、事務局から第五次計画の基本構想案について説明。

イ 質疑等

(宮脇委員)

資料5のはじめにのところで、全国計画の方は、持続可能性についてかなり意識した文章になっておられて、愛知県の国土利用計画には、各論に入ると出てくるのですが、はじめのところには一切出てこないで、持続可能性に関する認識というのをまず最初に、しっかり意識することが大事だと思います。持続可能性は環境の問題と、経済の問題、社会の問題、バランスを取って持続していくということですので、どこかに全国計画に習いながら、書く必要があると思います。

さらに大事なのは、この持続可能性に関して、いま SDGs といわれる Sustainable Development Goals というのが広く教育するようと、大学でも始まっているのですが、行政の方もそれを各部門で意識していただきたい。実際中身を見ていただくと、持続可能性の、もっと複合的なものを見なきゃいけないというのがよくわかると思うので、この土地利用のところに出てくる話だけではないといったときに、前提として、はじめにのところで考えておく必要があります。

特に私の方から言いたいのは、環境教育の問題が SDGs の中には入っていて、そういうことが日本の中ではあまり重視されていないと、行政の方も市民の方も環境に対する教育がまだ不足していると思います。これが進まない根本的な原因だと思いますので、少なくとも、文章にはならないかもしれませんが、環境教育が不足しているということもここでお伝えして、市民も含めて、どうやって広めていくのかという課題がベースにあるのだというところを指摘しておきたいと思います。

(事務局)

いま委員からご指摘いただきました持続可能性については、根本理念として当然理解してございまして、第四次計画でも重視したところがございます。

はじめにのところから、大方針のところでも持続可能性について、全国計画に倣って押さえるようにという委員のご指摘を踏まえまして、十分に反映させていきたいと思っております。

(秀島委員長)

SDGs は努めて計画に取り込むようと、国からお達しが出ていると聞きましたので、是非ともご検討ください。

(事務局)

先生のご指摘踏まえまして、検討させていただきます。

(宮脇委員)

3 ページ目の産業・経済のところに行くのと、人口減少での対応が課題だということの中に、ものづくりのところはやはり書かれているのですが、課題と思われるのは観光業、それから農林業といったところで、そういう

ところも意識していただきたい。

それから5ページ目のところ、大規模自然災害発生の懸念ということで、いろいろ対応が求められると思いますが、ひとつ検討していただきたいのは、防災のみならず、被災した後の復興を想定すべきであるということです。研究室でもいろいろ研究してみると、名古屋市内の公園が足りなくて、実際被災すると、仮設住宅も含めて、復興していくときに、市内から、外にあふれ出る必要があるということも試算されています。それは県で考えるしかないのかなと思うのですが、仮設や移住が生じる可能性が高いので、被災した後どうするのだという復興も、ある程度、広域で想定する必要があると思います。その辺の考慮、記述がみられなかったので検討していただきたいということです。

6ページ目の方に行くと、さきほどいった産業の集積と次世代産業ということですが、人口減で問題となっているのは、農林業のエリアがやはり弱くなっていくわけですので、土地利用も弱くなっていったわけですが、その産業をどうするのかということも手を打たないと、良好な景観もそこで損なわれていきます。伸びているところはどんどん伸ばしていただきたいのですが、人口減少によって問題が生じる土地利用のエリアをどうするのかというような問題があると、それは人口減少と関係していますということ意識していただきたいと思います。

そのためにですが、8ページ、良好な景観をやっていくためにということで想定される中に、まず私がわからないのが、県内の景観や環境の資源がどれくらい把握されていて、どういう分布になっているのかということです。そういうのを調査、モニタリングして、その後保全して、あるいはそれが自然災害をどれくらい受けやすいところにあるのか、実際に河川氾濫とか、災害を受けたときに、そういった資源が被災する可能性が高いので、どうやって守るのかと。復興していくときには、地域の文化や地域の良いものが手掛かりになりますので、まずは把握することが大事だと思います。

それが減少傾向にあったり、リスクの高いエリアなのかと、そのうえで河川防災だとかインフラとかを、どこを重点的に守らなきゃいけない、何を守らなきゃいけないのかということに繋がっていきますので、まずは把握していく意識というのが必要で、さきほどのSDGsに繋がっていくわけですが、今後何をやっていかなくはないのかということ想定していただければ次に繋がるかなと思います。

(事務局)

1点目、産業・経済の視点で、工業的な部分を事務局として重点に置いた係争をしてございましたが、委員の方から、観光・農林業についても視点を持つようにというご指摘を受けましたので、この点についても検討してまいりたいと思っております。

2点目、大規模自然災害発生の懸念ということで、防災だけではなく、被災した場合の、被災後の視点も重要だということでご指摘を賜りました。その点についても、今後、まず事務局として検討して、次回の時にお話ししたいと思っております。

3点目、人口減少に関する問題として、農林業などについても当然、視点が必要だということでございます。人口減少の問題、本県はまだこれから先に迎えるのですが、その視点は重要だと思っております。

最後に、自然環境について、資源の把握が重要ではないのかと、まずはそこからスタートではないのかというご指摘を受けてございます。この点についても、事務局として整理をして考えたいと思っております。

(秀島委員長)

景観のことですが、この景観を計画とか政策として管掌するセクションはどちらになるのでしょうか。

(事務局)

県としての区分でいきますと公園緑地課が所管になります。

(秀島委員長)

それが果たして、公園緑地だけでいいのか、例えば、農山村の原風景とか、そういうのを維持しようと思うと、すごい力があると思います。

せっかくこの県、豊かで、かつ、まだ人口減少にも直面しておりませんので、そういう問題をやらないで済む分、景観について、いかに大事にして残すかということに、もっと力を入れてもいいのではないかなと個人的には思います。

(自然環境課)

環境部自然環境課でございます。

私共の方で、自然公園である国定公園や、県立自然公園を所管しております。その地域では、特別地域として第一種から三種までございまして、特に保存しなくてはいけないところを指定し、その周辺地域を普通地域として定めております。自然が豊かで守らなければいけない、景観がいいというところは、国定公園等として規制をかけているところでございます。その他に、特に生物を守らなくてはいけない地域として自然保全地域というのを県内に 15 箇所設けております。

(秀島委員長)

枠組があるとしても、何を残すとか、今後どうしていくとか、そういうことは何か計画としてあるのでしょうか。あるいは、あるとしたら、あいちビジョン 2020 とか地域強靱化計画とか、こういう形で記載していただくといいかなと思ったのですが。

(自然環境課)

具体的に何を守っていくというのは、自然環境に関しましては、生態系をそれぞれの地域で守っていくことはやっております。ただ、自然公園に関しましては、今ある地域、指定した地域を保護していくということで、建物を建ててはいけないとか、森林を開発してはいけないとか、そういう規制をかけておまして、何をそこで残していくというのは、自然全体を残していくということで、特に具体的な計画というものはございません。

(宮脇委員)

景観が専門なので、状況を、私なりの意見ですが、愛知県の場合、自然関係課については、かなり意識が高くて、所管がはっきりして進められています。一方で、実施のコントロールにおいては、やはり森林が削られて、この会議で出てくるようにソーラーパネルが建ってしまうように、実行力という上では、日本全国の問題で、なかなかコントロールできない仕組みになっていて、それが課題だと。

一方、その自然景観以外の分野で、愛知県はあまり進んでおらず、課題が残っていて、都市景観や田園景観については、まず意識を高めることが必要です。これも全国的にそうなのですが、十分な意識が滞ってないと、景観法という法律ができてはいるけれども、実際のところそこまで目配りができていないというのが実態で、もちろん計画も、実行力においても課題が多いという状況です。

さきほど申したのは、まずはそういう段階であっても資源を把握することはできるでしょうから、それはどういう状態になっているのかというのを見たうえで、次にその意識を高めるという上で、地域資源図というものを作って、空間情報として把握しましょうと。

自然景観について、生態系についてはかなりマッピングされておりまして、これは全国よりかなりトップレベルのものを愛知県は作られている状態ですので、ある部分はすごく良いのだけど、まだ国土利用の全土地利用から見ますと課題があるということで、始めるところからやっていただきたいと思います。

(事務局)

景観についての計画ということでございまして、美しい愛知づくり基本計画というものを公園緑地課が平成 19 年に作ってございます。最新のものについて、どういう状況で動いているかというのが把握していないので、しっかり把握していきたいと思っていますところですが、こちらの中で取り上げられているのが、先ほどからお話しいただいている自然景観、それから武家文化や近代化遺産が伝える歴史景観、心の豊かさを映し出す生活景観、モノづくりの活力が創り出す産業景観という 4 つを愛知の景観だということで、これらについての目標付けということにしてございます。その位置付けや面積、取組の施策がどのような動きをしているかということについては、また事務局としても確認していきたいと思っています。

(事務局)

さきほどの景観の件ですが、全国計画ですと、資料 5 の 8 ページに少しだけ触れられておりまして、これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める、と全国計画で位置付けられておりますので、県計画の中でも、いまご指摘のあったようなことを踏まえて検討してまいりたいと考えてございます。

(宮脇委員)

あえて私が指摘しているのは、もうひとつは、防災と関係があるという認識を持っていただきたいということです。自然の景観の良いところ

とか、まちなみの良いところ、文化のあるところは、災害に弱いというリスクを同時に抱えているので、全国的にもあまり意識されていないのですが、従来、景観と防災は別だという認識が強かったのですが、土地利用の観点からするとかなり重なっているので意識されることをお勧めします。

(増田委員)

いろいろなことを考えて作られているのはよくわかるのですが、例えば、4ページに自然環境と美しい景観等の悪化というのがありますが、ここに四角で、この10年で見た場合は、減少していないが、長期スパンで見ると減少するというようなことが書いてあって、工業用地を大事にするのか、景観を大事にするのか、どっちを大事にするのかというような感じになっています。例えば、太陽光パネルが出たときには、太陽光パネルは自然再生エネルギーだからやっていきましょう、だけど、自然環境を破壊するところには作らないよと、じゃあどっちなのみたいな感じがちょっとあやふやなんですね。そうすると、こうやって書いてあるじゃんと言われたら、開発はできるわけですよ。

そうしたときに、愛知県としてはどっちを大事に思っているのかとか、どうしたら愛知県の人たちが防災に強いまちで、自然環境も享受できて文化的な生活ができるかっていう、愛知県の意気込みみたいなものがよくわかりません。玉虫色みたいな状態になっているので、例えば愛知目標とかを出されているわけなので、もう少しそちらに向かって、いままで出してきたものを、もっとちゃんと設定しようということが必要じゃないかと思います。

この大本の部会の方では、こういう国土計画をやっているにもかかわらず、あちこちで乱開発が行われたり、農地が勝手に住宅に転用されたりとか、いろいろなことが起こってしまっていて、この国土計画はいったい何なのだというようなことが、会議でも言われていますよね。なので、愛知県としてはこういう方針で行きますというような、両方にいい顔をするような形ではない、なんらかのものがあつたらいいかなと思います。難しいとは思いますが。

(中川委員)

土地利用計画を策定するにあたって、基本的条件の変化というところに、超高齢化社会、人口減少社会の到来ということが書かれているのですが、これに加えて、愛知県では次世代産業の創出というところにも関わってくると思うのですが、情勢の変化に伴って、海外からの方がたくさんいると思います。すでに住んでらっしゃる方も多いですし、これから増えてくる可能性もあるので、その辺のところに関する記述があってもいいのかなという印象を受けました。それが土地利用計画に対してどのように関わってくるか、具体的にアイデアはないのですが、その辺も今後大きく変わってくるころなのかなという気がしました。

(武田委員)

価値あるところをどうやって選定していくのかということが、すごく判断基準が難しいと思うのですが、例えば、棚田百選でも生態系の価値があるところとか、そういったところもあるかもしれないですけど、基

本的にはその環境を維持、保全していく、そこに住む人たちのポテンシャルのあるところが選定されていると思います。だから、環境的、例えば、生物の価値があるとか、貯水機能が高いとか、それだけではなくて、結局そこに住む人たちがいかに保全していける力があるかというところを忘れてはいけないと思っていて、そういったところをこれから新たな情報を入手しながら選定していくにはあまりにも時間がなさすぎると思いますので、すでにストックのあるところと連携を図られていくのかどうかというところが気になります。

(倉持委員)

そもそも論になってしまうかもしれないのですが、第五次の骨子案を拝見したときに、各計画をここにまとめてきたような印象があります。全国計画があつて、その下に愛知県の計画があつて、またそれが各計画に反映されていくものなのかなと考えていたのですが、愛知県の国土利用計画というものの位置づけがどこに来るのか、この計画がそれぞれの計画にどのように反映されていくのか、あるいはされていないでこれだけ置いておくものなのかな、どのような位置づけなのかなということをもまず疑問に思いました。例えば、先ほど出ていた、防災ですとか、教育の問題ですとか、現状の把握の問題というように、愛知県としてどのように課題をもって取り組んでいきたいのかという設定がなされて、それを調査して、これが課題ですということを提示し、それを各計画でどのように具体的に実行していくのか、各地域でどのように反映させていくのかということが、行われるものなのかどうなのかということがまだ見えてこないなという印象を受けました。

(生田委員)

四次と五次とを比較したときに、結構具体的なテーマが最初の方から入ってきているのかなという印象は受けましたが、倉持先生と同じように、基本構想として、いろいろな課題が箇条書きされているような印象があるので、こういうものなのかなという印象を受けました。

あと、個人的には、例えば9ページのオのところ、中山間地域の荒廃農地などについて新たな用途を見出すことで県土を荒廃させず、と書いてあるのですが、どういうことを言っているのかなと思ひまして、中山間地域で農地が荒廃する、あるいは山林が荒廃するということに対して、新たな用途を見出すことなのかなというような疑問を感じました。

また、ほとんど高齢者しか住んでいないようなエリアになってきているかと思うのですが、そこら辺の地域に住んでいる人とおこの土地の問題みたいなものが、割と関わっているのかなと思ひつつ、8ページのアのところ、安全で安心できる県土利用のあたりで、第四次では高齢者や障がいのある人という話はいっているのですが、第五次の方では、そういう方が特に中山間地域にいるんだよというような基になにかを話している雰囲気はないので、少し中山間エリアの風景なり自然環境なり農地なりの保全に対して、具体的にどういうビジョンを持っているのかなという疑問を感じた次第です。

(事務局)

今回御意見を伺って、次回御報告なり御説明なりをさせていただきます。

この国土利用計画の位置づけの部分について、基本的には県の国土利用計画は全国計画を基本として、県の独自性の部分を入れ込んでおくというようなスタイルになってございます。この県計画を基にして、土地利用基本計画を定め、それに則して、都市計画、農業振興地域の整備に関する農業振興の関係、それから森林、自然公園などについて、それに則して実施するというので、県土の土地利用に関するビジョンのような位置づけでございます。今回、資料5に骨子案ということで、箇条書きみたいにして、いろいろな計画のところから引用したり、独自に作ったり、国の計画なども記載させていただいてはございます。これを全部文章に入れようというわけではなくて、こういう視点について入れてはどうかということで、箇条書きの形で計画名も付して、書いたものでございまして、今日委員の方々の御意見も踏まえたくて、課題を整理して、文章化していこうと考えてございます。

(秀島委員長)

さきほど倉持委員が言われたそもそものところですけど、これまでも時々ご指摘のとおり出てきていて、この計画の実効性というか、実際にはこの計画でではなくて、付してある各計画で達成されるところがあるものですから、それをまとめるっていうことだけでもすごく大変だと思います。その一方で、このままだと実効性がないことになってしまうので、数回前、評価をするようにしたのでしたよね。そういうことで、少しでもここに書いたことが絵に描いた餅にならないように、工夫はされていると思います。

あと、どうしても国土利用と一言で言いながら きわめて分野横断的ですので、そこがその難しさというのがあると思います。

それともう一つ、所有者不明土地の増加とか、地籍調査とかこういったものが、実際には県がするわけではなくて市町村がそれをやるものですから、非常にその難しさもあるかと思います。国土利用計画を各自治体できちんとやってくださいねというのは、どれくらい強く言えるものなのかよくわかりませんが、県の防災関係の計画の取り組みで、市町村がそれを実行するための教書みたいなものをつくっているケースがありますので、場合によってはこの国土利用計画も、これを実際にやってもらうためにはこういうことを注意してねみたいなことが、市町村にお達しのようにして、ガイドラインみたいなものがあったらいいのかなと思ったりする次第です。

4. 閉会（桑原土地水資源課長）